

【裁判所が維持管理する宿舎用】

【原状回復義務の承継措置】

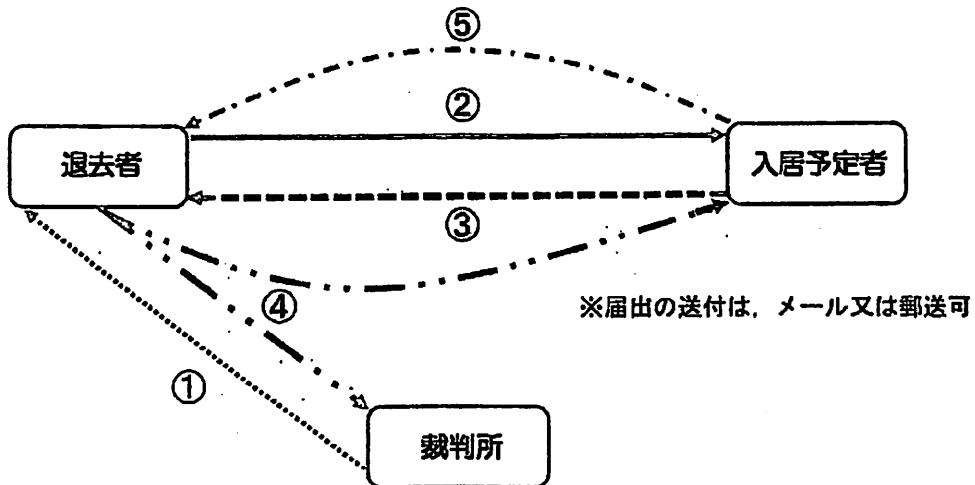
原状回復義務の承継措置とは、次の入居予定者が、退去者の所有する空調機等の物品を承継取得する際に、それらの撤去及びそれに付随する原状回復義務を合わせて承継することとするものです（承継日は、次の入居予定者の入居日とする。）。

原状回復義務の承継措置を希望する退去者は、「手続きフロー図」に基づき、退去点検時までに、届出を行ってください。

退去者は、次の入居予定者と調整を行うに当たっては、承継措置を届け出た物品の撤去及びそれに付随する原状回復義務を次の入居者が退去する際に履行していただく必要があることを十分に説明してください。

なお、本承継措置を届け出た物品については、次の入居者において、再度、同様の承継措置を届け出ることも可能です。

【手続きフロー図】



(手続きの流れ)

1 所管裁判所は、入居者から退去の申出を受けた際に、「公務員宿舎の原状回復義務に関する承継措置の届出」（以下「承継措置の届出」という。）を交付する。【フロー①】

2 退去者は、原状回復義務の承継措置を希望する場合は、速やかに次の入居予定者と調整を図り、承継取得の合意を得た上で、承継措置の届出の上段部分を記載し、入居予定者へ送付する。

【フロー②】

3 入居予定者は、退去者から送付された承継措置の届出が2で合意した内容と合致していることを確認の上、下段部分を記載し、退去者へ返送する。【フロー③】

4 退去者は、入居予定者から返送された承継措置の届出に不備がないか確認の上、速やかに、入居している宿舎を維持管理する裁判所へ提出する。

また、裁判所へ提出するとともに、入居予定者に対して、提出した旨を伝える。【フロー④】

5 宿舎入居後、承継措置の届出内容と物品の現物とに相違がある場合は、入居予定者は退去者に連絡し、当事者間にて解決を図る。【フロー⑤】

6 当事者間の協議により届出内容が変更となる場合は、退去者は、承継措置の届出を改めて作成する（その後の手続きの流れは、上記1～4のとおり）。

なお、承継措置の届出を撤回する場合は、その旨を宿舎を維持管理する裁判所へ連絡する。

公務員宿舎の原状回復義務に関する承継措置の届出

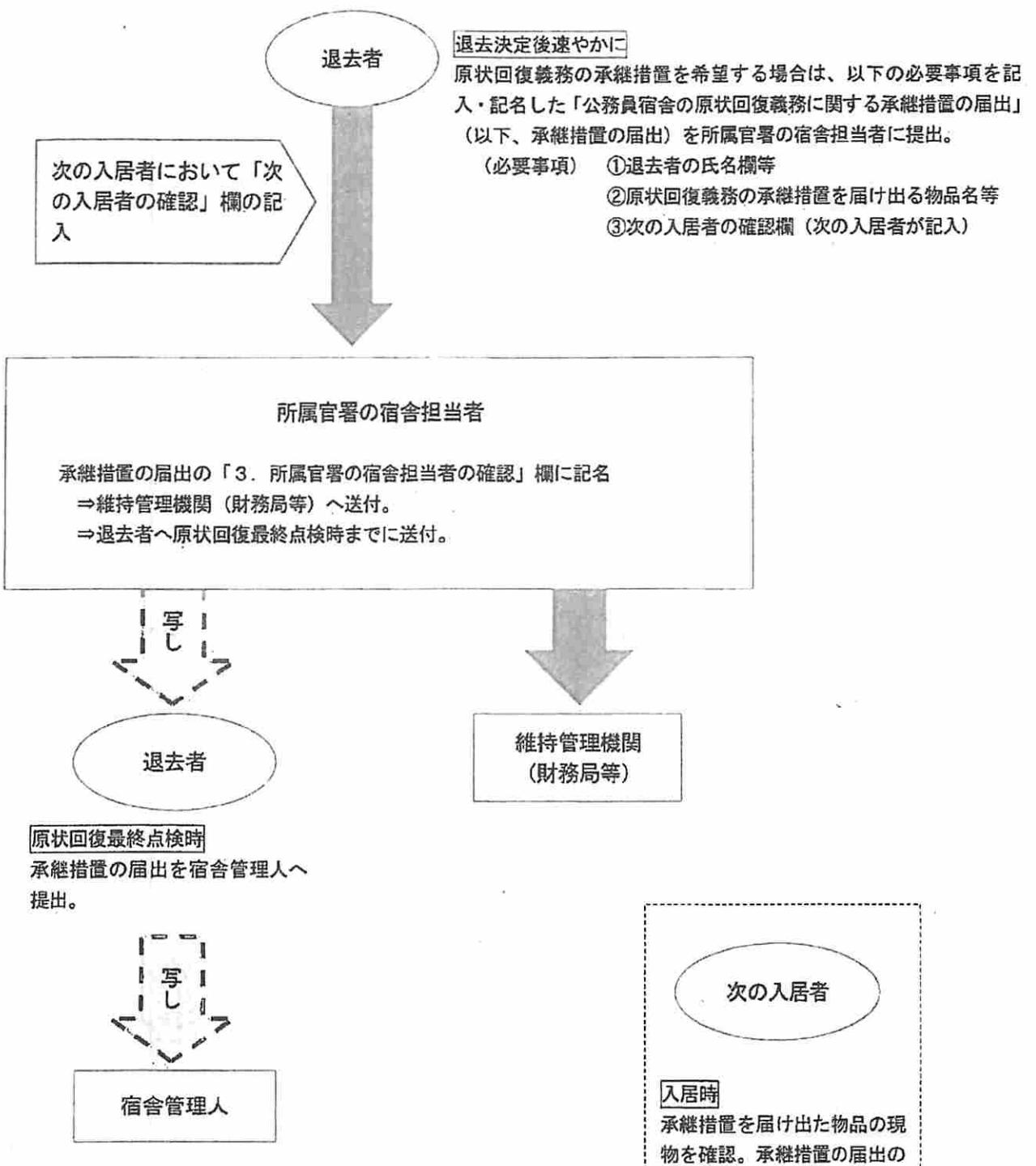
原状回復義務の承継措置とは、空調機等の物品を退去者が次の入居者に所有権と共に承継取得するに当たり、それらの撤去及びそれに付隨する原状回復義務も併せて承継するものです（承継日は次の入居者の入居日とする。）。原状回復義務の承継措置を希望される方は、裏面の「手続きのフロー図」に基づき、届出を行ってください。

次の入居者が退去する際には、次の入居者において承継措置を届け出た物品の撤去及びそれに付隨する原状回復義務を履行していただく必要がありますので、退去者は次の入居者に対して十分にご説明ください。

なお、本承継措置を届け出た物品について、次の入居者が再度同様の承継措置を届け出ることは可能です。
（※）3. の所属官署とは、退去者の退去前の所属官署をいう。

承継する物品が所属官署の所有である場合には、本届出の記載に関わらず、物品の所有権は退去者と次の入居者間で承継取得しないものと解します。

【 手続きのフロー図 】 電子データで送付する。



承継措置の届出により届け出た物品について確認の上、当該物品以外の部分について原状回復の確認を行う。

また、次の入居者の入居時においては、承継措置の届出があり、入居後速やかに承継する物品の確認をする必要がある旨、次の入居者に伝える。

承継措置の届出は次の入居者の退去の時まで保管。

入居時
承継措置を届け出た物品の現物を確認。承継措置の届出の内容と相違がある場合は、前入居者に連絡。

(裏面)